

次期基本計画の骨子（※原案作成時に修正）

第1章 久留米市の文化

- 1 文化的環境（文化施設等）
- 2 市出身のアーティスト
- 3 文化芸術団体や市民活動
- 4 文化財・伝統文化
- 5 産業文化

第2章 久留米市の文化政策を取り巻く状況

1 国の動向

- ・文化芸術基本法及び第2期文化芸術推進基本計画（令和5～9年度）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び障害者文化芸術活動推進基本計画 第2期（令和5～9年度）
- ・文化観光推進法の制定（令和2年）
- ・文化財保護法一部改正（令和3年）

2 社会環境の変化

- ・人口減少と少子高齢化 → 文化芸術の担い手不足、鑑賞者など需要の減少
- ・国際化、グローバル化の進展
- ・デジタル化の進展→情報発信の多様化
- ・文化芸術が果たす役割が増大 → 生きる喜びや誇り、人ととのつながり等
- ・SDGsへの視点

3 市の文化政策の現状と課題

- ・現計画の総括目標の達成状況（市民の文化芸術の鑑賞・活動状況の調査結果）
- ・現計画に基づく主な取組みの成果と課題
- ・市民意識調査、各種アンケート結果

第3章 久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）

1 策定の目的

- ・現基本計画（第3期）の後継として、文化芸術基本法及び障害者文化芸術活動推進法に基づき、市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定

2 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度（5年間）
※市総合計画（前期基本計画）の計画期間

3 文化芸術の範囲

- ・計画で扱う範囲を整理

4 計画の位置づけ

- ・久留米市総合計画（令和8年度策定予定）を上位計画とし、文化芸術分野の個別計画として策定

第4章 計画の方向性

（策定にあたっての視点）

- ・久留米市文化芸術振興条例や現基本計画の基本理念を引き継ぐ
- ・コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つり発揮できるような、「市民が主体」の「楽しい」まちづくりの計画とする

1 基本理念・目指すまちの姿

（基本理念）市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米
（目指すまちの姿）誰もが暮らしの中で文化芸術に触れ、喜びや楽しみを感じられるまち

2 基本方針

基本方針1	文化芸術を楽しむ
基本方針2	文化芸術を育てる・支える
基本方針3	文化芸術を守る・つなぐ
基本方針4	文化芸術を活かす

3 計画の体系

第5章 基本施策・主な取組

※4つの方針毎に、基本施策、施策の展開、主な取組を位置づける

○基本方針

- 施策の方向
- 施策の展開
- 主な取組

※取組の具体的な内容は今後整理

2 評価指標（※詳細は検討中）

【全体】

次期総合計画・前期基本計画の目指す成果
「心豊かに暮らしていると思う市民の割合」
(市民意識調査) と共に

【方針毎】①及び②を設定

- ①方針に基づく主な取組の代表的なものに、参考指標（数値指標）を設定
- ②重点施策のみ、成果目標（目標値あり）を設定

→全体と方針毎の指標の進捗を参考とし、計画全体を評価

第6章 計画の推進

1 推進体制

- ・市民や文化芸術団体、行政、（公財）久留米文化振興会、審議会の役割

2 計画の進行管理